

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 本所は、株式会社堂島取引所と称し、英文では、Osaka Dojima Exchange, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 商品について先物取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引をいう。以下同じ。）及び実物取引を行うために必要な商品市場の開設に係る業務
- (2) 商品指数について先物取引を行うために必要な商品市場の開設に係る業務
- (3) 前二号に附帯する業務
- (4) 商品先物取引法第3条第1項ただし書に規定する業務

2 当社は、公益若しくは取引の公正の確保又は委託者保護に資するよう当社の商品市場を運営するものとする。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第4条 本所は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 本所の公告は、電子公告による方法とする。事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

第1節 総則

(発行可能株式総数)

第6条 本所の発行可能株式総数は15,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

- (1) 普通株式 10,000,000株
- (2) 無議決権株式 5,000,000株

(譲渡制限)

第7条 譲渡による本所の株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 本所は、相続その他の一般承継により本所の株式を取得した者に対し、当該株式を本所に売り渡すことを請求することができる。

(株主の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 本所は、本所の株式又は新株予約権を引き受ける者を募集する場合において、その募集事項、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は無議決権株式を有する株主（以下「無議決権株主」という。）に当該株式又は当該新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及びその申込みの期日を取締役会の決議によって定めることができる。

(株式取扱規則)

第10条 本所の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録の請求、株主の権利及び新株予約権の行使並びに手数料その他の株式及び新株予約権の取扱いについては、法令又はこの定款のほか、株式取扱規則による。

第11条 削除

第2節 無議決権株式

(無議決権株式の単元株式数)

第12条 無議決権株式の単元株式数は、1株とする。

(議決権)

第13条 無議決権株主は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない。

(配当金)

第14条 本所は、普通株主に対し剰余金の配当を行う場合には、無議決権株主（無議決権株式の登録株式質権者を含み、株主名簿に登録株式質権者が記載又は記録された無議決権株式に係る無議決権株主を除く。次条において同じ。）に対しても、無議決権株式1株につき、普通株式配当基準額に1.0を乗じて得た額（1円未満の端数については、切り捨てるものとする。）の金銭による剰余金の配当を行う。

- 2 前項の「普通株式配当基準額」とは、同項の剰余金の配当の効力が生ずる日における無議決権株式に相当する株式係数（1とするが、分割等の行為があった場合は、当該分割等の比率に基づき調整した係数とする。以下同じ。）の普通株式に当該剰余金の配当により割り当てられる配当財産の額をいう。

(残余財産の分配)

第15条 本所は、普通株主に対し残余財産の分配を行う場合には、無議決権株主に対しても、無議決権株式1株につき、普通株式分配基準額の金銭を残余財産の分配として支払う。

- 2 前項の「普通株式分配基準額」とは、残余財産の分配に係る会社法（平成17年法律第86号）第504条第1項各号に掲げる事項を定めた日における無議決権株式に相当する株式係数の普通株式に当該残余財産の分配により割り当てられる残余財産の額をいう。

(取得対価を本所の普通株式とする取得請求権)

第16条 無議決権株主は、いつでも、本所が無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式に相当する株式係数の本所の普通株式を交付することを請求することができる。ただし、当該交付された普通株式の議決権及び無議決権株主が保有していた普通株式の議決権を合わせて、商品先物取引法第86条に基づく議決権の保有制限に抵触しない場合に限る。

(取得対価を本所の普通株式とする取得条項)

第17条 本所は、会社法第168条第1項に基づき取締役会が別に定める日が到来することをもって、無議決権株式の全部又は一部を取得する事由とする。

- 2 前項の事由により無議決権株式を取得する場合には、本所が当該無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式に相当する数の本所の普通株式を交付する。
- 3 第1項の事由により無議決権株式の一部を取得する場合には、按分比例の方法又は抽選により取得する無議決権株式を定める。

(取得対価を金銭とする取得条項)

第18条 本所が本所の普通株式を金融商品取引所に上場する旨を当該金融商品取引所に対して申請した日以後の日で会社法第168条第1項に基づき取締役会が別に定める日が到来することをもって、無議決権株式の全部又は一部を取得する事由とする。

2 前項の事由により無議決権株式を取得する場合には、本所が当該無議決権株式1株を取得するのと引換えに、当該取得する日における無議決権株式の一株当たり純資産額に相当する金額の金銭を交付する。

3 第1項の事由により無議決権株式の一部を取得する場合には、按分比例の方法又は抽選により取得する無議決権株式を定める。

(全部取得条項)

第19条 当社は、会社法第171条第1項の株主総会の決議に基づき無議決権株式の全部を取得することができる。この場合において、当該無議決権株式の取得対価の価額は、取得対価の内容に応じて、前条第2項に準じて算定するものとする。

(種類株主総会の特例)

第20条 本所が会社法第322条第1項各号に掲げる行為を行う場合又は無議決権株式若しくは無議決権株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定をする場合には、無議決権株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第21条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(基準日)

第22条 本所の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第23条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第24条 本所は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結

計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところによりインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議の方法)

第25条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第26条 株主は、本所の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本所に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第27条 種類株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる種類株主の議決権の3分の1以上を有する種類株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 第23条、第24条及び前条の規定は、種類株主総会について準用する。

(株主総会議事録)

第28条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第29条 本所の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第30条 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決

権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第31条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第32条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議により、代表取締役の中から代表取締役社長1名を選定し、必要に応じて代表取締役の中から代表取締役会長を、取締役の中から取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

3 本所の常務に従事する取締役は、その在任中、取引参加者又はこれに類する者と直接関係のある業務に従事することができない。

4 前項に規定する取締役は、その在任中、取締役会の承認を受けなければ、他の業務に従事することができない。

(取締役会の招集権者及び議長)

第33条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第34条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第35条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第36条 当社は議決に加わることのできる取締役全員が取締役会の決議事項について書面

又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第37条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第38条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本所から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第40条 本所の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第41条 監査役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第42条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第43条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

- 2 常勤監査役は、その在任中、取引参加者又はこれに類する者と直接関係のある業務に従事することができない。
- 3 常勤監査役は、その在任中、監査役会の承認を受けなければ、他の業務に従事することができない。

(監査役会の招集権者)

第44条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(監査役会の招集通知)

第45条 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第46条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第47条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第48条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第49条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第52条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 市場取引監視委員会

(市場取引監視委員会)

第53条 当社は、当社の商品市場における取引の公正の確保を図るため、当社の商品市場における取引について監視することを目的として、商品先物取引法第166条第1項に規定する市場取引監視委員会を設ける。

2 市場取引監視委員会は、商品市場における取引の方法、管理その他商品取引所の業務の運営を監視し、取締役会の諮問に応じ、又は取締役会若しくは代表取締役社長に意見を述べることができる。

3 代表取締役社長は、当社における取引の公正の確保に関する状況を委員会に報告するものとする。

4 この定款に定めるほか、市場取引監視委員会の組織及び権限に関する事項その他市場取引監視に必要な事項は、市場取引監視委員会規程による。

第8章 紛争仲介委員会

(紛争仲介委員会)

第54条 当社は、当社の商品市場における取引に関して取引参加者（商品先物取引法第2条第16項に規定する取引参加者であって、当社の開設する商品市場における取引資格を有する者をいう。以下同じ。）の間又は受託取引参加者（取引参加者のうち、商品先物取引法第190条第1項の許可を受け、当社の商品市場における取引の委託を受ける取引参加者をいう。以下同じ。）と委託者との間に生じた紛争（商品先物取引法第241条に規定する商品先物取引協会が行う商品市場における取引等に関する紛争の処理以外のものに限る。）

の仲介を行うため、紛争仲介委員会を設ける。

- 2 紛争仲介委員会の委員の委嘱、仲介申出手続き、仲介方法、その他仲介に関し必要な事項は、紛争処理規程による。

第9章 諮問委員会等

(諮問委員会)

第55条 本所は、この定款に定めるもののほか、諮問委員会を設けることができる。

- 2 諮問委員会は、本所の商品市場の運営に関する重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。
- 3 諮問委員会の構成、議事手続その他諮問委員会の運営に関し必要な事項は、諮問委員会規程による。

(鑑定人会)

第56条 当社に、現物先物取引(商品先物取引法第2条第3項第1号に規定する先物取引をいう。)に係る商品の品質を鑑定するため、鑑定人会を置く。

- 2 鑑定人会の組織及び権限に関する事項その他鑑定に必要な事項は、鑑定人会規程による。

第10章 商品市場

(商品市場)

第57条 当社の商品市場においては、次に掲げる取引を行う。

- (1) 上場商品に係る取引
- (2) 上場商品指数に係る取引

(業務規程及び受託契約準則)

第58条 本所の商品市場における取引に関して必要な事項は、業務規程をもって定める。

- 2 本所の商品市場における取引の受託に関して必要な事項は、受託契約準則をもって定める。
- 3 本所は、前二項のほか、本所の運営上の必要に応じて規則を定めることができる。

(定款等の商品市場外の契約に対する拘束力)

第59条 本所の定款、業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程は、本所の商品市場外における取引参加者間の契約を拘束しない。

第11章 取引参加者の監査及び制裁

(取引参加者による法令、諸規則等の遵守)

第60条 取引参加者は、商品先物取引法及びその関係法令（以下この章において「法令」という。）、これらに基づいてする主務大臣の処分、当社の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則（以下この章において「当社諸規則」という。）並びに取引の信義則を遵守しなければならない。

(取引参加者に対する監査)

第61条 当社は、取引参加者の法令、法令に基づく主務大臣の処分及び当社諸規則又は取引の信義則の遵守の状況の監査を行う場合その他の業務規程で定める場合には、その定めるところにより、必要な監査を行うことができる。

(取引参加者に対する制裁)

第62条 当社は、取引参加者が法令、法令に基づく主務大臣の処分若しくは当社諸規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、当該取引参加者に対し、過怠金を科し、若しくは当社の全部若しくは一部の商品市場における取引若しくはその商品清算取引（商品先物取引法第2条第20項に規定する商品清算取引をいう。）の委託を停止し、若しくは制限し、又は当該取引参加者の取引資格の取消しを行うことができる。

第12章 計算

(事業年度)

第63条 本所の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第64条 本所は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第65条 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本所はその支払義務を免れる。

2 剰余金の配当金には、利息を付けない。

附則

この定款は、令和3年4月1日又は法第132条第1項の農林水産大臣の認可を受けた日（令和3年3月19日）のいずれか遅い日から施行する。

附則

令和3年6月28日開催の株主総会で決議した第1条（商号）、第2条（目的）、第7条（譲渡制限）、第11条（普通株式の単元株式数）、第16条（取得対価を本所の普通株式とする取得請求権）、第22条（基準日）及び第23条（株主総会の招集権者及び議長）、第29条（取締役の員数）から第34条（取締役会の招集通知）まで、39条（取締役の責任免除）から第41条（監査役の選任）まで、第45条（監査役会の招集通知）、第49条（監査役の責任免除）及び第52条（会計監査人の報酬等）から第54条（紛争仲介委員会）までの変更は、令和3年7月1日又は農林水産大臣の認可の日のいずれか遅い日から施行する。

附則

令和6年2月19日開催の株主総会で決議したこの定款の変更は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第155条第1項の規定に基づく認可を受けた日から施行する。